平成２２年（再イ）第３０５号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目11番30号
コーポしなの20―102
再生債務者　佐々木智猛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第３号
仙台市宮城野区新田東３丁目14番地の６　コンフォートＥＸＥステーション312
再生債務者　村田　豊明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第１号
宮城県柴田郡柴田町船岡新栄６丁目２番地23
再生債務者　松浦　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（再イ）第４号
山形県鶴岡市東原町１番４号
再生債務者　渡部佐太朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（再イ）第４３号
千葉県佐倉市西志津５丁目11番43号
再生債務者　齊藤　浩司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再イ）第４８号
千葉県佐倉市西志津３丁目15番53号
再生債務者　太田　保枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再イ）第１６０号
横浜市南区永楽町１丁目６番地18
再生債務者　國井　　久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第５５号
神奈川県秦野市堀西606番地の８　ゆかりハイツ201号
再生債務者　南　　和樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２２年（再イ）第７号
山梨県都留市十日市場900番地　県営蒼竜峡団地１―202
再生債務者　梁島　智晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日
甲府地方裁判所都留支部民事係

平成２２年（再イ）第３１号
三重県三重郡菰野町大字菰野8651番地８
再生債務者　山本　安郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日　津地方裁判所四日市支部

平成２２年（再イ）第３６号
三重県四日市市日永西１丁目15番２―205号
再生債務者　鈴木　志保
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日　津地方裁判所四日市支部

平成２２年（再イ）第３８号
三重県四日市市あかつき台２丁目１番地32
再生債務者　小澤真理子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日　津地方裁判所四日市支部

平成２２年（再イ）第３９号
三重県四日市市垂坂町112番地２
再生債務者　垣内　陸洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日　津地方裁判所四日市支部

平成２２年（再イ）第１５号
滋賀県近江八幡市馬淵町1664番地７
再生債務者　山村新聞舗ことヤマムラ清掃ことおもろい堂こと　山村　　清
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（再イ）第６６号
大阪府和泉市いぶき野３丁目５番１―610号
再生債務者　岩城　正隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第６９号
兵庫県西宮市毘沙門町７番９―103号
再生債務者　酒井　正夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年９月17日　神戸地方裁判所尼崎支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第59号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成22年９月16日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成22年10月４日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Q1056号
2、名称　株式会社パラマ・テック
3、住所　福岡県福岡市東区多の津１丁目７―５
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

企業年金基金変更公告

ＮＥＣネッツエスアイ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。
1．新事務所の所在地　東京都文京区後楽２丁目６番１号
2．旧事務所の所在地　東京都品川区東品川１丁目39番９号
3．変更年月日　平成22年10月１日
平成22年10月４日
ＮＥＣネッツエスアイ企業年金基金